

春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物（以下「ごみ」という。）の飛散防止及び鳥獣による散乱防止を図るため、ごみステーションに折り畳み型ごみボックス等を設置する区・町内会等に補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、春日井市ごみステーション設置要綱（平成21年2月1日施行）の例による。

- (1) 折り畳み型ごみボックス 開口部付きで底部を除き開放部のない箱状の格子金網等で覆われた折りたたみ式のもので、ごみ袋が外部から視認できる構造で、ごみを収集する際に、内部への進入を要しない形状で耐久性のあるもの
- (2) 箱型ごみボックス 開口部付きで開放部のない箱状の格子金網等で覆われたもので、ごみ袋が外部から視認できる構造で、ごみを収集する際に、内部への進入を要しない形状で耐久性のあるもの
- (3) 非箱状ごみ散乱防止用品 非箱状のもので、物理的にごみを鳥獣から遮断することができるネット等に類する耐久性のあるもので、市長が認めたもの
- (4) ごみステーション整備用品 ごみステーション整備のため必要となる側溝の蓋等の用品で、市長が認めたもの

(補助対象用品)

第3条 補助金の交付の対象となる用品（以下「補助対象用品」という。）は、

ごみステーションのごみ散乱防止又はごみステーションの整備に資するもので、次の各号に定めるものとする。

- (1) 折り畳み型ごみボックス
- (2) 箱型ごみボックス
- (3) 非箱状ごみ散乱防止用品
- (4) ごみステーション整備用品

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内会等
- (2) 集合住宅の管理者（管理会社を除く。）
- (3) 利用者の中から選任された代表者（春日井市ごみステーション設置要綱第3条第2項の規定によるごみステーションの場合に限る。）

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象用品の購入又は作製に当たり必要となった資材の金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 修繕に要した費用は、補助対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とし、第3条第1号から第3号に定める補助対象用品1基当たりについて、同条第4号に定めるごみステーション整備用品を含め、10,000円を上限とする。

2 第3条第4号に定める補助対象用品に対する補助については、同条第1号から第3号に定める補助対象用品と同時に設置することを条件とする。

(設置要件)

第7条 補助対象用品は、春日井市ごみステーション設置要綱に基づく設置基準を満たす場所に補助対象者自ら設置するものとし、それぞれの補助対象用品に

ついて別表に定める要件を満たさなければならない。

（協議）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、ごみステーション整備用品設置協議書（第1号様式。以下「設置協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に協議し、事前に承認を受けなければならない。

- (1) ごみステーション位置図
- (2) 補助対象用品の配置予定図
- (3) 購入する用品の本体、型番又は図面等形状若しくは作製する用品の図面等形状が確認できるもの
- (4) 当該ごみステーションの使用人数が分かる資料（3基以上設置する場合に限る。）

2 市長は、前項の設置協議書が提出された場合には、その内容を審査するとともに現地調査を行い、速やかに補助対象用品設置の可否を決定し、ごみステーション整備用品設置承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）又はごみステーション整備用品設置不承認通知書（第3号様式）により、補助対象者に通知しなければならない。

（交付申請）

第9条 規則第3条及び第9条の規定にかかわらず、前条の承認通知書を受けた者は、補助対象用品の設置完了後、ごみステーション整備費補助金交付申請兼設置完了報告書（第4号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象用品の設置状況を示す写真
- (2) 領収書等の写し（補助対象用品の設置に要した費用がわかるもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書は、補助対象用品の設置後1か月以内又は前条で設置承認された日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の交付申請書が提出された場合には、その内容を審査するとともに現地調査を行い、適当と認めたときは、ごみステーション整備費補助金交付決定通知書（第5号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知しなければならない。

(交付請求)

第11条 前条の交付決定通知書を受けた者は、ごみステーション整備用品補助金交付請求書（第6号様式）を交付額の確定された日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者が、補助対象用品の設置を取りやめたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定等を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(遵守事項)

第14条 補助対象用品にあつては、補助金の交付を受けた日から5年を経過しないで補助の目的に反してこれを使用し、譲渡し、撤去し、又は移設してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

- 2 補助対象者は、設置した補助対象用品を適正に維持管理しなければならない。
- 3 補助対象者は、補助対象用品の設置について、法、政令、省令その他の関係法令を遵守しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表（第7条関係）

補助対象用品	設置要件
折り畳み型ごみボックス	(1) 原則としてごみステーション1か所当たり2基までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 (2) 側溝の上に置く場合は蓋をすること。 (3) 歩行者や自動車の通行の支障とならない場所であること（電柱等の脇で歩行者、自動車から遮蔽できる場所であること）。 (4) 夜間における視認性確保のため、反射材を取付けること（個人所有の土地に設置する場合を除く。）。 (5) 強風等で移動しないよう対策を講じること。 (6) 個人又は法人が所有する敷地内に設置する場合は、了承を得ること。
箱型ごみボックス	(1) 原則としてごみステーション1か所当たり2基までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 (2) 強風等で移動しないよう対策を講じること。 (3) 個人又は法人が所有する敷地内に了承を得て設置すること。
非箱状ごみ散乱防止用品	(1) 原則としてごみステーション1か所当たり2基までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 (2) 側溝の上に置く場合は蓋をすること。 (3) 歩行者や自動車の通行の支障とならないよう対策を講じること。 (4) 強風等で移動しないよう対策を講じること。 (5) 個人又は法人が所有する敷地内に設置する場合は、了承を得ること。
ごみステーション整備用品	(1) 他の補助対象用品と同時に設置する場合のみ補助対象とする。 (2) 歩行者や自動車の通行の支障とならないよう対策を講じること。 (3) 個人又は法人が所有する敷地内に設置する場合は、了承を得ること。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る補助金について適用

する。

附 則

- 1 改正後の春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱の規定に基づいて調整されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。